

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	押印を求める手続の見直し等のための農林水産省関係政令の一部を改正する政令案
規制の名称	行政手続における押印の廃止
規制の区分	緩和
担当部局	農林水産省大臣官房文書課
評価実施時期	令和 2 年 12 月
規制の目的、内容及び必要性等	（１） 規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、行政手続における書面規制、押印、対面規制の抜本的な見直しについて、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。 （２） このうち、押印については、規制改革推進会議より、「押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する」ことが求められており、政府全体として、認印は、文書の真正に関する推定が及ぶことは難しいと考えられることから、その効果が限定的であり、原則として廃止する方向となった。また、署名についても、行政手続をデジタルで完結させることを目指す観点から、併せて廃止となった。 （３） 今般、印鑑証明書の添付を求めているものについては、押印を求める必要性が乏しく、また、必要に応じ他の手段による本人確認が可能であることから、以下の政令中、押印又は署名を求めている規定を削除するものである。 ・ 漁業登録令（昭和 26 年政令第 292 号） ・ 家畜商法施行令（昭和 28 年政令第 252 号） ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成 27 年政令第 43 号） （４） これらの見直しが行われなかった場合、引き続き、署名若しくは認印による押印、又はオンライン手続に係る電子押印・署名の手続が必要となり、申請者がオンライン申請等の簡易手続を利用できず、行政手続の効率化が実現できないばかりか、我が国の行政のデジタル化が停滞するおそれがある。

想定される代替案	代替案は想定されない。		
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合	
	遵守費用	遵守費用の発生なし。	—
	行政費用	必要に応じて本人確認に要する人件費、通信費等が想定される一方、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。	—
直接的な効果(便益)の把握	・ 漁業登録令においては、第 19 条に基づく申請が令和元年度は年間 86 件あり、(第 23 条及び第 51 条に基づく申請は昨年度 0 件) これらについて署名又は押印が不要となることで、申請手続の効率化を図ることができる。 ・ 家畜商法施行令においては、第 1 条に基づく申請書の提出が令和元年度は年間 267 件あり、これについて署名又は押印が不要となることで、申請手続の効率化を図ることができる。 ・ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令においては、第 6 条に基づく機構債権の申込は近年ないが、これについて署名又は押印が不要となることで、申込手続の効率化を図ることができる。		—
副次的な影響及び波及的な影響の把握	署名又は押印を不要とすることにより、申請手続の効率化が進み、オンライン申請等が拡大することが想定される。		—

費用と効果（便益）の関係	直接的な費用の把握は困難であるが、署名又は押印を廃止することで、今後申請手続に係る諸経費を最小限度まで抑えられるものと考えており、また、一時的な行政費用が増大する可能性があるが、今後オンライン申請等の普及により、本人確認の必要性が低下すれば、それらの費用も減少していくと考えられ、費用より便益の方が上回ると考えられる。
その他の関連事項	—
事後評価の実施時期等	規制改革会議の議論を踏まえ、施行後 5 年を目途に事後評価を実施する。
備考	—